

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表 (令和7年4月～令和8年3月)

施策番号		(1)①	経営戦略 ページ数	P28	所管課	下水道課	類 型	評 価					
								指標1	指標2	指標3			
施 策 名		汚水整備の拡充					Ⅱ	B	B	B			
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➤施策の目的 安全で快適な生活環境の形成および水質汚濁の防止を目的としています。 ➤10年後の目指す姿 市域全域の汚水処理にかかる下水道管きょ施設の整備を令和8(2026)年度までに完了しています。 下水道を利用する市民が増えることで、海や川などの身近な自然環境を守り、公衆衛生が向上しています。											
	現状と課題	➤国や社会の動向 国は、令和8(2026)年度末までの汚水処理施設概成を要請しています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 河川および谷津干潟などの公有水面を除く全市域を公共下水道で整備する方針とし、地形、経済性等を考慮の上、市域を3つの処理区(津田沼・印旛・高瀬)に分割し整備を進めてきました。 令和4(2022)年度末の下水道処理人口普及率(処理区域人口／行政人口)は95.6%に達成しており概成している状況です。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 令和8(2026)年度下水道管路整備完了に向け、建設事業を継続して進める必要があります。 雨水公費・汚水私費の原則から、汚水処理にかかる整備費用は下水道使用料から捻出されます。 事業を効率的に実施し、安定して継続していくためには、下水道整備および普及促進にかかる住民の理解向上を図るとともに、国の交付金を活用するなどの適切な財源の確保が必要不可欠となります。											
	目的達成および 課題解決のための 取 組	財源確保のため、国、県に対して整備方針に基づく要望を行うとともに、市街化調整区域を含む未整備箇所の計画的な事業執行に努めます。なお、未整備箇所のうち鷺沼区域については、令和5(2023)年度から事業着手されている「鷺沼特定土地区画整理事業」と一体的な整備を確実に進めます。 併せて、引き続き経費の削減に努め、最新の工法や材料を取り入れることで、更なる建設コスト縮減を図るとともに、私道など未整備箇所の住民等に、汚水整備の重要性を理解いただくことに努め、円滑な事業の推進を図ります。											
		指標名	基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末
①	市街化区域面整備 (津田沼処理区)	目 標 値		実施	▶	▶	-	-	-	-	-	-	-
		実 績 値		一部実施	一部実施								
②	市街化調整区域面整備 (印旛処理区)	目 標 値		実施	▶	▶	-	-	-	-	-	-	-
		実 績 値		一部実施	一部実施								
③	鷺沼特定土地区画整理事業 関連整備	目 標 値		実施	▶	▶	-	-	-	-	-	-	-
		実 績 値		一部実施・ 着手	一部実施								
令和7年度の進捗状況	令和7年度の取組	①市街化区域面整備(津田沼処理区) 未整備箇所のうち、花咲一丁目地内(1工事)の整備を行いました。【令和7年度整備延長:約205m】 ②市街化区域面整備(印旛処理区) 未整備箇所のうち、実籾本郷地区(4工事)及び本大久保四丁目地内(1工事)の整備工事を行いました。 【令和7年度整備延長:約1,117m】 ③鷺沼特定土地区画整理事業関連整備 区画整理区域内の下水道の接続先となる下水道の整備に向けた設計や関連部署との協議及び工事に支障となる架空線の移設を行いました。											
		①②③ 財源として要望した国庫補助金が予定していた金額に至らず、予定していた工事等の中止や、単独費の充当等の調整が必要となります。 近年の社会情勢の変化に伴い、労務費や建築資機材価格の高騰及び工事費も年々増加傾向を強めています。このような状況は、本局の財政状況にも少なからぬ影響を及ぼす可能性があり、事業進捗の課題が生じております。 工事を進める上では、隣接住民への事業に対する理解と協力を含めた広報に加え、既設埋設管の移設費用や、交通規制に伴う周知・調整といった課題があります。											
課題	今後の取組	①②③計画に沿った整備を進めるため、国庫補助金(財源)の確保に努めます。また、課題である工事に伴う移設費については、支障範囲の縮減に繋がるよう他事業工事と協議・調整を行います。交通規制等による周知、調整については、ホームページ等を利用し早めに周知します。 ②未整備箇所のうち、実籾本郷地区の整備(予定延長:約610m)にあたり支障となるガス・水道管の切廻し工事について、関係部署との協議を行います。 ③令和8年度内に整備完了(予定延長:約940m)を目指します。											

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(1)②	経営戦略 ページ数	P31	所管課	下水道課	類 型	評 価						
								指標1	指標2	指標3				
施 策 名		雨水整備の拡充					Ⅱ	B	B	B				
施 策 内 容	施 策 の 目 的 および10年後 の 目 指 す 姿	➤施策の目的 大雨による道路冠水・床上床下浸水被害を防ぎ、安全で快適な生活環境の形成を目的としています。 ➤10年後の目指す姿 幹線施設建設および枝線整備の実施により、鷺沼台4丁目地区浸水対策のほか、市域全域にわたる広域的な浸水被害の軽減を図り、安全で快適な市民生活を実現しています。												
	現 状 と 課 題	➤国や社会の動向 国は雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において再度災害を防止・軽減するとし、令和7（2025）年度末の下水道雨水対策整備率を約70%とすることを目指しています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 雨水整備については、1時間当たり50mmの降雨に対応する施設の整備を進めており、浸水の解消、軽減、未然防止に努めてきました。 現在、「習志野市公共下水道事業計画」における「都市浸水対策を実施すべき区域」1,575.5haに対する下水道雨水対策整備済面積は、1,145.73haであり下水道雨水対策整備率は72.7%となっています。 また、浸水被害が多発していた谷津地区において、平成26（2014）年度から平成29（2017）年度に千葉県との共同事業によりポンプゲート等を設置し、浸水対策を行いました。 令和元（2019）年から、「鷺沼放流幹線」の整備に着手し、津田沼処理区の広域的な雨水対策の推進と合わせて、平成22（2010）年度および平成25（2013）年度に浸水被害が発生した鷺沼台4丁目地域の浸水被害の軽減に取り組んでいます。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 鷺沼放流幹線は早期の供用開始が望まれるほか、下水道雨水対策整備率は国が求める令和7（2025）年度70%を既に上回ってはいるものの今後も同整備率の向上を図るべく未整備地区への対策を進めていく必要があります。 雨水公費・汚水私費の原則から、雨水処理にかかる整備費用の一部は一般財源から捻出されます。事業を効率的に実施し、安定して継続していくためには、下水道整備にかかる住民の理解醸成を図るとともに、国の交付金を活用するなどの適切な財源の確保が必要不可欠となります。												
	目的達成および課題解決のための取組	財源確保のため、国、県へ整備方針に基づく要望を行うとともに、令和6（2024）年度末の鷺沼放流幹線完成を目指します。 また、令和5（2023）年度から事業着手されている「鷺沼特定土地区画整理事業」と一体的な整備を確実に進めます。併せて、引き続き経費の削減に努め、最新の工法や材料を取り入れることで、更なる建設コスト縮減を図ります。												
		指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末
①	幹線施設整備（鷺沼放流幹線）	目 標 値		実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		実 績 値		一部実施	供用開始									
②	枝線整備（鷺沼特定土地区画整理事業関連）	目 標 値		実施	▶	▶	-	-	-	-	-	-	-	-
		実 績 値		一部実施	一部実施									
③	枝線整備（津田沼印旛処理区）	目 標 値		実施	▶	▶	-	-	-	-	-	-	-	-
		実 績 値		一部実施	一部実施									
令和7年度の進捗状況		①幹線施設整備（鷺沼放流幹線） 鷺沼台4丁目地域の浸水被害の軽減を目的として令和元年度から着手してきた全長約2.6km区間の下水道施設の築造工事が、令和7年9月30日に完了し、供用を開始しました。 ※鷺沼放流幹線整備事業：場所 鷺沼台4丁目～袖ヶ浦5丁目（全長約2.6km）【事業期間：令和元年度～令和6年度】 ②枝線整備（鷺沼特定土地区画整理事業関連） 鷺沼特定土地区画整理事業関連整備として、区画整理区域内の下水道（雨水）の接続先となる雨水施設の整備に着手しました。 【令和7年度整備延長：0m（予定：約225m）】 ※国庫補助金の不足により立坑部築造のみ実施 ③枝線整備（津田沼印旛処理区） 枝線整備（津田沼・印旛処理区）として、花咲一丁目の整備を行いました。【令和7年度整備延長：約205m】												
課 題		①工事が起因して周辺に支障が生じていないか家屋の事後調査を実施し、必要に応じて補償する必要があります。 ②市街地において大口径の雨水管を推進工法で整備することを検討しています。そのため、発進基地を設置するための施工ヤード確保の課題が生じております。 財源として要望した国庫補助金が予定していた金額に至らなかった際は、工事を分割して発注することで工事費を縮小することや、単独費の充当等の調整が必要となります。 工事を進める上では、隣接住民への事業に対する理解と協力を含めた広報に加え、既設埋設管の移設費用や、交通規制に伴う周知・調整といった課題があります。												
今 後 の 組 取		①事後調査を実施し、結果を踏まえ適切に対応してまいります。 ②施工ヤードの確保は、区画整理課、業務代行者及び他事業者と密に調整することで、区画整理事業用地内の確保に努めます。本工事については、令和8年度までに残工事（予定延長：約225m）の完了を目指します。 工事の計画的な執行にあたっては、更なる国庫補助金（財源）の確保に向け要望を続けます。また、交通規制等の影響を受ける地域住民に対しては、まちづくり会議やホームページ等を利用し、早めの周知に努めます。												

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(1)③	経営戦略 ページ数	P34	所管課	下水道課						類 型	評 価	
施 策 名		水洗普及の促進										I	A	
施策内容	施 策 の 目 的 および10年後 の 目 指 す 姿	➤施策の目的 下水道供用開始後、速やかに公共下水道の利用を促進することにより、公衆衛生の向上に資することを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 処理区域内の未水洗化家屋への訪問により水洗化の普及を促進することで、公衆衛生が向上しています。												
	現状と課題	➤国や社会の動向 国は、令和8(2026)年度末までの汚水処理施設概成を要請しています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 下水道供用開始後1年以上経過した未水洗化家屋に対して、土日、祝日に個別訪問を行うなど水洗化の普及促進に努めており、令和4(2022)年度末の水洗化率は97.96%となっています。 また、自己負担となる宅内排水設備改造工事に関して、無利子で資金を貸付けする「水洗便所改造等資金貸付制度」により、お客さまの経済的な負担の軽減を図ってきました。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 金銭的な理由によるものや空き家等の未水洗化家屋の対応が必要不可欠です。												
	目的達成および 課題解決のための 取 組	引き続き未水洗化家屋への個別訪問により、「水洗化」の必要性について説明するとともに、併せて「水洗便所改造等資金貸付制度」についても必要に応じて紹介します。 その他、ホームページや広報あじさい等を活用する中で十分なPRを行い、理解と協力が得られるよう努めていきます。												
令和7年度の進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末	
	水洗化率(%)	目 標 値		98.00	98.05	98.10	98.15	98.20	98.25	98.30	98.35	98.40	98.45	
		実 績 値	97.96	98.07	98.10									
	令 和 7 年 度 の 取 組	未水洗化家屋への戸別訪問をシルバー人材センターへ委託し、水洗化が未了の家屋1箇所につき年に1～2回程度、延べ1,328回の訪問や、市外関係者へは電話連絡で水洗化の折衝を行いました。 【対象件数:826件 令和7年度水洗化実施件数:25件 未水洗化件数:801件】												
	課 題	これまで対象家屋へ公共下水道への接続を勧奨してまいりましたが、将来の建て替えや売買の計画、排水設備工事費の負担など、個々の事情があるため、早期の改善が見込めない状況です。												
今 後 の 取 組	これまでの普及活動の結果、水洗化率は令和7年度末で98%を超え、個別訪問による一定の効果は出ております。 しかしながら、所有者との折衝においては、建替え(リフォーム)等のタイミングに併せて水洗化を検討するため、すぐには水洗化を行わないという意見も多く、個別訪問件数に対する水洗化実施件数も減少傾向となっております。 今後は、ホームページや広報あじさい等での水洗化PRを引き続き行うほか、ポスティング等個別訪問に代わる勧奨方法を検討し、コストメリットを考慮しつつ、早期の改善に向けて理解と協力が得られるよう努めてまいります。													

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(1)④	経営戦略 ページ数	P36	所管課	下水道課	類 型	評 価
施 策 名		水質規制の指導・監督					Ⅱ	A
施策内容	施 策 の 目 的 および10年後 の 目 指 す 姿	➤施策の目的 下水道施設の機能を安定的に確保するとともに良好な水環境を創出します。 ➤10年後の目指す姿 下水道施設の機能を維持し、安定した汚水処理を継続しています。						
	現 状 と 課 題	➤国や社会の動向 国は、下水道施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水を排水して公共下水道を使用する者に対し、除害施設を設けるよう条例で義務付ける制度を下水道法に定めています。 また、工場等に除害施設を設置した場合、固定資産税の課税標準の特例措置（税の軽減）対象となる制度を設けています（地方税法・習志野市税条例）。 ➤これまでの「取組」と「現状」 事業場等に対し、除害施設などの設置・管理状況の確認や、必要に応じて維持管理の指導を行うとともに、排水が「下水道法」や「習志野市下水道条例」に定める水質基準に適合しているかを確認し、必要に応じて指導を実施しています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 継続して、事業所等に対する排水状況の確認が必要です。 また、個々の家庭における油脂類の過度な排除等に対しては、検査や指導する機会がないためPR手法の検討が必要です。						
	目 的 達 成 お よ び 課 題 解 決 の た め の 取 組	引き続き、事業場等に対し、排水状況や除害施設の管理状況の確認を行うとともに、家庭用の有害物質や油脂類などの下水道への流入を防止するため、ホームページや広報あじさい等により水質規制に関する知識の普及と十分なPRを行い、理解と協力をいただけるよう努めます。						
令和7年度の進捗状況	令 和 7 年 度 の 取 組	工場、飲食店などの事業場へ立入による水質検査を全263事業場のうち、比較的排水量が多い170事業場について実施しました。 その結果、59事業場については、除害施設の維持管理不足等による下水道の排水基準超過が見受けられたことから、基準を順守するよう注意喚起を行うとともに、追跡調査を行いました。 また、基準値を超過しているケースが多く見受けられる飲食店の立入検査時に、設備の保守・管理に関する啓発チラシを配布し、施設の適切な維持管理についての啓発を行いました。 下水道に流してはいけないものなどをQ&A方式でホームページに掲載することで下水道への理解促進を図っています。						
	課 題	下水道への排水基準を超過した要因としては、事業場における施設の維持管理に対する注意不足によるものが殆どであるため、事業場の理解と協力が必要不可欠です。						
	今 後 の 取 組	引き続き、事業場への立入による水質検査を実施するとともに、排出基準を超過した事業場に対しては、文書による指導等を行います。また、指導方法についても改善等検討してまいります。						

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)①	経営戦略 ページ数	P37	所管課	下水道課 公営企画課	類 型	評 価					
								指標1	指標2	指標3			
施 策 名		汚水処理の広域化					Ⅱ	B	-	-			
施 策 内 容	施 策 の 目 的 および10年後 の 目 指 す 姿	➤施策の目的 高度経済成長期に集中的に整備された下水道施設の老朽化が今後急速に進むため、投資額を最大限合理化し下水道事業の健全経営の維持とお客さまへのサービス提供の継続の両立を目的としています。 ➤10年後の目指す姿 合理的かつ適切な投資を行うことにより下水道事業の安定経営を維持しているとともに、津田沼浄化センターと千葉県花見川第二終末処理場との汚水処理機能統合について詳細検討の結果に基づき推進しています。											
	現状と課題	➤国や社会の動向 下水道事業の持続可能な健全経営の推進のため、国から、広域化・共同化に向けた都道府県ごとのプラン策定が求められており、千葉県においては令和4(2022)年度に県が「広域化推進プラン」を策定しました。 ➤これまでの「取組」と「現状」 計画的な施設点検、更新等の実施により施設の持続的な機能確保およびライフサイクルコストの縮減に取り組んでいるとともに、汚水処理の広域化・共同化について、津田沼浄化センターと千葉県花見川第二終末処理場との機能統合による、施設更新費用等の圧縮を検討しています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 津田沼浄化センターと千葉県花見川第二終末処理場との広域化について、事業効果等を含めた詳細な検討が必要です。											
	目的達成および課題解決のための取組	津田沼浄化センターと千葉県花見川第二終末処理場の広域化は、統合の実施方針や整備手法、事業効果の詳細検討を行う検討組織を設置するとともに、千葉県や関係市町との協議・調整を進めます。											
指標名			基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末
①	習志野市下水道基本計画	目 標 値		改定	検討	改定	-	-	-	-	-	-	-
		実 績 値		一部改定	一部検討								
②	習志野市公共下水道事業計画	目 標 値		-	-	検討	改定	-	-	-	-	-	-
		実 績 値		-	-								
③	施設設計・整備	目 標 値		-	-	-	-	設計	設計	工事	工事	工事	-
		実 績 値		-	-								
令和7年度の進捗状況	令和7年度の取組	①②③ 千葉県が主催する、令和7年度流域関連ブロック意見交換会及び令和6年度千葉県汚水処理広域化・共同化検討会に参加し、県内各市の取組状況及び課題の共有を行いました。 また、千葉県花見川第二終末処理場の施設見学をしたとともに、現地で津田沼処理区分流汚水分の接続計画(案)を千葉県に提示し、整備に向けた協議をしました。											
	課題	①②③供用開始に向けた接続管きよの詳細検討を実施するため、流域への接続箇所に関する千葉県との具体的な協議や接続にあたり施設運営における課題や懸念点を引き続き検討することが必要です。 ①習志野市下水道基本計画 「千葉県汚水処理広域化・共同化計画」に津田沼処理区分流汚水分は流域下水道へ編入することが位置付けられましたが、同処理区分合流汚水分の編入については具体的な時期等が位置づけされていません。											
	今後の取組	①②③ 津田沼処理区分流汚水分の接続計画について、千葉県と引き続き協議を進めます。 津田沼処理区分合流汚水分については、基本検討を進めるとともに千葉県と協議いたします。											

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)②	経営戦略 ページ数	P40	所管課	下水道課	類 型	評 価						
								指標1	指標2					
施 策 名		民間資金・ノウハウの活用					Ⅱ	A	A					
施策内容	施策の目的 および10年後 の目指す姿	➤施策の目的 民間資金・ノウハウを活用することにより、津田沼浄化センターおよび管路施設等の老朽化に対応しつつ効率的な維持管理を実施することを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 津田沼浄化センターおよび管路施設等の維持管理が効率的に行われることにより、下水の処理機能および排水機能が維持されています。												
	現状と課題	➤国や社会の動向 国は下水道整備に係る国費支援に関して、PPP／PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化するなど、下水道分野への民間活力の導入を進めています。 また、自治体の中には管路の維持管理に包括的民間委託を導入する動きも現れています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 より効率的な処理施設の運営を図るため、津田沼浄化センター等へ包括的民間委託を導入するとともに、管路の維持管理における包括的民間委託の活用について、調査・研究を進めてきました。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 老朽化対策やカーボンニュートラル社会への対応など、環境の変化により必要な取組は増加しています。 これらの取組を実施しながら持続的な事業運営を行うためには、技術やノウハウを持つ民間事業者との連携のさらなる強化が必要です。												
	目的達成および課題解決のための 取 組	津田沼浄化センター等の包括的民間委託による維持管理を継続するとともに、管路施設等の維持管理についても包括的民間委託の活用について、引き続き調査・研究を進めます。												
令和7年度の進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末	
	①	津田沼浄化センター包括的民間委託	目 標 値	実施	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
		実 績 値	実施	▶										
	②	管路施設包括的民間委託	目 標 値	検討	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
		実 績 値	検討	▶										
	令和7年度の取組	①津田沼浄化センター包括的民間委託 包括的民間委託第2期目の3年目となり引き続き施設の運転管理・維持管理・修繕・汚泥の運搬・処分業務等を実施しています。 【対象施設：津田沼浄化センター、秋津汚水中継ポンプ場、袖ヶ浦汚水中継ポンプ場、気象計測機器】 委託内容の履行状況等については、毎日の業務報告書の点検や処理場内の見回り等で施設内の状況や処理水に異常が無いが本市の職員が確認を行っている他、専門のコンサルタントに履行監視業務を委託し水質・運転管理及び機械の状況確認を行いました。 ①②官民連携の導入可能性検討 1. 下水道事業（主に維持管理業務）における課題・対応策の抽出 2. ウォーターPPPを導入する場合の対象施設、対象業務の整理 3. 「2.」における事業スキームの検証 4. 地元企業への官民連携に関する勉強会及びアンケート調査（1回目）												
		課 題	①②令和7年度は更新支援型を想定したウォーターPPPの事業スキーム（対象業務・対象施設・事業規模等）について、過年度の維持管理業務のボリュームをベースに概算事業費や導入効果等を整理しましたが、将来増大する下水道施設の点検・調査・修繕等の需要が見込まれていないことが課題です。また、民間市場調査における意見等を取り入れ、事業スキームの精度を高める必要があります。											
	今後 の 取 組	①引き続き、包括的民間委託による維持管理を継続してまいります。 ①②将来増大する下水道施設の点検・調査・修繕等の需要及び民間市場調査における意見等を取り入れた事業スキームを完成させます。なお、状況に応じて改築工事を含める更新実施型を視野に入れた検討を行います。 【参考 今後のスケジュール】 （令和8年度） ・地元企業への官民連携に関する説明会・アンケート調査（2回目） ・民間市場調査（マーケットサウンディング） ・民間市場調査の意見を取り入れたウォーターPPPの事業スキーム検証（令和9年度以降） ・使用書、要求水準書等作成予定												

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)③	経営戦略 ページ数		P42	所管課		企業総務課 公営企画課					類 型	評 価
施 策 名		定員管理適正化										I	B	
施策内容	施策の目的 および10年後 の目指す姿	▶ 施策の目的 事業内容に合わせた必要人員の確保と技術レベルの維持を図ることを目的とします。 ▶ 10年後の目指す姿 下水道事業に必要な人材の確保による安定処理および人件費のコスト管理による持続可能な健全経営を維持しています。												
	現状と課題	▶ 国や社会の動向 今後、労働人口の減少が懸念される一方で、年々業務が細分化され、きめ細やかな対応が求められています。 ▶ これまでの「取組」と「現状」 近年、現場経験者の減少や若手職員の在籍年数が短くなる傾向があったため、「土木技術職」等の技術職の採用を積極的に実施してきましたが、現状、全体に占める技術職員の割合は同規模の他公営事業体と比較して低い状況です。 ▶ 「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 計画期間における各取組方針の確実な推進を図るために計画的な人材の確保が必要です。												
	目的達成および 課題解決のため の取組	必要な人材の確保を図るべく、積極的な人員募集などに努めるとともに、令和4(2022)年度から公開している「習志野市企業局魅力発信動画」を活用したPR活動を推進します。 また、今後見込まれる施設更新など専門性が高い業務に対応するべく、技術職員の採用に取り組めます。												
令和7年度の 進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末	
	職員数(人)	目 標 値		31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	
		実 績 値	30	30	27									
	令和7年度の 取組	令和6年度に引き続き、効果的なターゲティングが可能なYouTube広告機能を活用し、千葉県内の働き世代(18歳～34歳の男女)を対象に「習志野市企業局魅力発信動画」を配信することで、企業局の認知度向上を図りました。												
	課 題	第2次習志野市下水道事業経営戦略における各主要施策の確実な推進を図るために計画的な人材の確保が必要です。												
	今 後 の 取組	必要な人材の確保を図るべく、今後も継続して積極的な人員募集などに努めるとともに、令和4(2020)年度から公開している「習志野市企業局魅力発信動画」を活用したPR活動を推進します。また、今後見込まれる施設更新など専門性が高い業務に対応するべく、技術職員の採用に取り組めます。												

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)④	経営戦略 ページ数		P44	所管課		工務管理課					類 型	評 価
施 策 名		人材育成と技術継承										I	C	
施策内容	施 策 の 目 的 および10年後 の 目 指 す 姿	➤施策の目的 高度な技術と知識を有する人材を育成することにより、下水道事業の経営基盤の強化を図ることを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 OJTやOFF-JTを通じて専門知識を継承又は習得することにより、的確な緊急対応および施設の維持管理や更新事業ならびに安定した下水道事業の経営を推進しています。												
	現状と課題	➤国や社会の動向 今後、労働人口の減少が懸念されるなか、定年延長等による労働者の職業人生が長期化し、働き方も多様化しています。 また、旧来は設計、施工から維持管理まで、職員が直接対応をしていましたが、近年は、限られた人数で多様な業務に対応するため、業務を委託する傾向があり、現場にて技術を培う機会が減少しています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 専門的な資格を取得し易い環境づくりや新規採用職員や転入職員に対して公営企業に特化した研修を実施しています。 なお、継続的に技術系の研修等を行っているものの、ベテラン職員の退職等による技術力の低下が危惧されているとともに、若年層において技術職員が少なくなっている状況です。 そのような中、目指すべき職員像を掲げ、技術力および実践力の維持・向上を目的とした「工務部技術関連人材育成ビジョン」を令和4(2022)年9月に策定しました。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 人材育成ビジョンに基づく、計画的な技術力の継承と人材の育成を図る必要があります。												
	目的達成および課題解決のための取組	人材育成ビジョンに基づき、必要な技術系研修等の調整管理を行い、各部署に必要な人材の育成を推進します。 また、OJTについても、今まで実施してきた研修に加え、他課の業務に携わって多角的な経験を積むワークトライアル研修や災害時の復旧作業に関わる実技研修を実施し、技術レベルの向上を図ります。												
令和7年度の進捗状況	指標名		基準値 令和4年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末	令和10年度末	令和11年度末	令和12年度末	令和13年度末	令和14年度末	令和15年度末	
	技術系資格保有度数(件／人)		目 標 値	2.6	2.9	3.2	3.4	3.7	4.0	4.2	4.5	4.7	5.0	
			実 績 値	2.2	2.4	2.0								
	令和7年度の取組	人材育成ビジョンに基づいた計画的な研修の実施等により、技術力の継承と人材の育成を推進しました。 【OFF-JT】受講件数6件 受講者数 5名(延べ人数7名)(管きょ設計Ⅰ 他) 【技術系資格保有者数】 令和5年度末 57人 131件 令和6年度末 59人 140件(令和6年度中では19件の資格の取得がありました。) 令和7年度末 62人 125件(令和7年度中では6件の資格の取得がありました。)												
	課題	職員の技術向上を狙った研修を継続的に実施していますが、実際の現場における緊急対応の実効性確保が課題です。 また、職員の異動による、職場の変更により、技術系資格保有度数の数値向上を計画的・効果的に実施することが課題であります。												
今後の取組	実施する研修等の調整管理を引き続き行い、技術力の継承と人材の育成を推進することにより、緊急対応の実効性向上に努めます。 また、引き続き人材育成ビジョンに基づき、計画的な研修を実施して、技術力および実践力の維持向上を図っていきます。													

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)⑤	経営戦略 ページ数		P46	所管課		営業料金課					類 型	評 価	
施 策 名		料金の支払方法の多様化											Ⅱ	B	
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➤施策の目的 料金の支払方法を多様化し、お客さまサービスの向上を図ることを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 多様なキャッシュレス決済の導入により、お客さまの利便性が向上しています。													
	現状と課題	➤国や社会の動向 近年では、コロナ禍を契機とした非接触による対応や事務の効率化を図るためDXが求められており、各種料金の支払方法についてキャッシュレス決済等の導入が進んでいます。 また、千葉県企業局では令和5(2023)年1月からクレジットカード払いが導入されています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 令和2(2020)年10月からスマホ決済によるキャッシュレス決済を導入しました。現在、約70%のお客さまが口座振替、約30%のお客さまがコンビニや金融機関での納付書払い、納付書払いのうち約15%のお客さまがキャッシュレス決済をご利用という状況です。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 現状のキャッシュレス決済にとどまらず、ICT技術の進展などの社会情勢を注視し、更なる利便性の向上を図るため、支払方法の多様化の検討が必要です。													
	目的達成および 課題解決のため の取組	新たな支払方法としてクレジットカード払い等の導入の検討を行い、支払方法の多様化に取り組みます。 また、キャッシュレス決済に関する情報発信を積極的に行い、現状納付書払いを選択されているお客さまに対し、キャッシュレス決済の選択肢を拡大し利便性の向上を図ります。 なお、オンライン納入通知書等の新たな取組についても今後検討します。													
令和7年度の 進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末		
	クレジットカード払いの導入	目 標 値		検討	導入	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶		
		実 績 値		検討	導入準備										
	令和7年度の取組		金融機関窓口における納入通知書払いが縮小傾向にあるなか、口座振替の推奨に加え、お客様の利便性向上を図るため、令和7年12月からネット銀行での納付取扱いを開始しました。 一方、令和7年度中の導入を予定していたクレジットカード払いについては、検討を重ねた結果、導入時期を見直すこととしました。その理由は、これまで地方税のみを対象としていたeLTAX(エルタックス)において、令和8年9月以降に公営事業会計に属する公金も対象となる方針が国から示されたためです。クレジットカード払いをeLTAXを通じて導入することで、より幅広い公金に対応できることから、サービス向上の観点を総合的に勘案し、eLTAXの導入時期に合わせて一体的に整備することとしました。 なお、導入にあたっては料金システムの改修が必要となることから、既存システムの更新時期にあたる令和9年度を目標として決めました。 【eLTAX(エルタックス)とは】 地方税に関する手続きをインターネットで行える地方税ポータルシステムです。地方税共同機構が運営しており、電子申告・電子申請・共通納税(一括納付)などの機能を提供しています。 導入のメリットとして、クレジットカード払い対応に加え、現在縮小傾向にある金融機関窓口での収納に対して取り扱い窓口が拡大することで利便性向上に繋がるものと考えています。												
	課 題		令和9年度に予定している料金システムの更新と合わせてeLTAXが導入できるように準備を進める必要があります。その際に導入の進捗や新システムにおける仕様の精査などについて継続的な管理に努める必要があります。 また、納付書取り扱い金融機関において窓口収納業務が縮減傾向にあることから、今後料金支払サービスの利便性が低下しないように、地方税以外の公金へ取扱い範囲を拡大する国の方針が決定したeLTAXのさらなる活用や、新たな公金支払いサービスの導入など、お客様が選択可能な収納方法の拡充に向けた調査・導入検討が継続的な課題となります。												
今 後 の 取 組		料金システムの更新において、eLTAXとの収納連携機能実装に向けて選定業者及び各関係機関と調整を図り、令和9年度中の導入に向けて準備をまいります。 また、オンライン納入通知書等の導入に向けて、公金支払いのポータルサイト等の情報収集及び関係機関と協議を進める等、お客様の支払い方法の選択肢拡充によるサービス向上を検討していきます。													

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)⑥	経営戦略 ページ数	P48	所管課	営業料金課	類 型	評 価
施 策 名		地域福祉への貢献					Ⅱ	A
施策内容	施策の目的 および10年後 の目指す姿	➤施策の目的 高齢者見守りネットワークの一登録事業者として、検針時の声かけを通して高齢者の孤立感の解消や異変の早期発見などに努め、地域福祉へ貢献することを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 地域から孤立しやすい独居の高齢者世帯または高齢者のみの世帯のお客さまへ検針時に声かけを行い、ゆるやかに見守ることを通じて、地域に愛され、選ばれる事業者になっています。						
	現状と課題	➤国や社会の動向 高齢者数の増加が予想され、独居の高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 本市の高齢者支援課が行う高齢者見守りネットワークの一登録事業者として、高齢者見守りネットワークの趣旨である「日常業務の中で地域の高齢者をゆるやかに見守る」ものとして、また地域福祉の一助として、平成30(2018)年10月から希望するお客さまに対し、検針員が検針の際に声掛けを行い、検針票を手渡す「検針時高齢者声かけサービス」を実施しています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 このサービスが必要な方に利用していただくための周知方法の検討が必要です。						
	目的達成および 課題解決のため の取組	関係部署などとの連携や広報紙による周知を実施するなど、引き続き効果的な周知を図っていきます。						
令和7年度の進捗状況	令和7年度の 取組	市のホームページや広報あじさいでのPRに加え、イベントでのチラシ配布を行い、高齢者声かけサービスの利用促進に努めました。また、利用者にアンケートを行い、利用状況を調査しました。 【令和8年3月末時点の利用者数:5名(3事業全体:5名) 令和7年度新規利用開始:1名(3事業全体:1名)】						
	課 題	サービス内容についての問い合わせはありますが、独居の方において緊急連絡者が見つからないために利用申請に至らないケースがあります。 緊急連絡者から申請された場合には、利用者がサービスの利用を認識していないケースもあります。						
	今 後 の 取 組	必要な方に必要な情報が行きわたるよう、引続き効果的な周知を図ります。 また、毎年度利用者にアンケート調査を実施し、サービス向上に繋げます。						

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)⑦	経営戦略 ページ数	P49	所管課	営業料金課						類 型		評 価	
													指標1	指標2	
施 策 名		ICTを活用したお客さまの利便性の向上									Ⅱ	A	B		
施策内容	施策の目的 および10年後 の目指す姿	➤施策の目的 開閉栓や口座振替の申込、検針情報のICT化により各種手続きを簡略化し、お客さまの利便性やサービス向上につなげることを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 ICTを活用した、各種申請のオンライン化に努めるとともに、検針票のオンライン化（ペーパーレス化）を推進し、お客さまの利便性やサービス向上を図っています。													
	現状と課題	➤国や社会の動向 デジタル庁の開設や行政手続きのDX化などICTの活用が推進されています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 これまで、スマートフォン等によるキャッシュレス決済を導入するなど、デジタル化を促進してきた一方で、下水道の使用開始・停止の受付や口座振替の申込みといった手続きについて、現状、電話や書面での対応となっています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 今後も、デジタル化をより一層推進することにより、お客さまサービスの向上と業務効率化を図っていく必要があります。													
	目的達成および 課題解決のための 取組	現在、電話や書面での対応となっている開閉栓の受付や口座振替の申込みといった手続きにおいて、オンラインでの受付を検討します。 また、紙で発行・投函している検針票については、料金や使用量等の情報がお客さまにて取得できるオンラインサービスを検討します。													
令和7年度の進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末		
	①	開閉栓オンライン受付	目 標 値	導入	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶		
			実 績 値	導入	▶										
	②	検針票オンラインサービス	目 標 値	検討	▶	▶	導入	▶	▶	▶	▶	▶	▶		
			実 績 値	一部検討	導入準備										
	令和7年度 の 取 組	①開閉栓オンライン受付 令和6年6月より開始した、ちば電子申請サービスを用いた開閉栓オンライン受付の利用促進のため、広報あじさい等を利用した周知に取り組みました。（令和7年度の3事業合計利用者数実績1,847件）。 ②検針票オンラインサービス 令和9年4月の料金徴収等業務委託の更新に向け、令和7年に業者選定を行いました。その中で、検針票オンラインサービスなどのICTを活用したお客さまサービス向上と業務効率化に向けて導入調整及び協議を実施しました。													
	課 題	①開閉栓オンライン受付のさらなる利用促進を図るため、広報習志野等の市が発行する媒体の活用を検討する必要があります。 ②検針票オンラインサービスの導入に向けて他市事例の調査を進め、方法や記載する内容を精査する必要があります。													
	今 後 の 組	①②令和9年4月の料金徴収等業務委託の更新に向けた調整及び選定した業者との協議を実施し、ICT化によるお客様サービス向上及び業務効率化に向けて取り組むとともに、広報習志野等の市が発行する媒体の活用等を活用につなげて参ります。													

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)⑧	経営戦略 ページ数		P51	所管課		下水道課					類 型	評 価
施 策 名		下水道の情報発信と見える化										Ⅱ	A	
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➢施策の目的 持続的な下水道事業の実現に向けて、下水道の役割や必要性への理解を深めることを目的としています。 ➢10年後の目指す姿 下水道事業への関心と理解が深まっています。												
	現状と課題	➢国や社会の動向 下水道広報プラットフォーム（GKP）は、業界・分野の枠を超えて産学官が連携し、下水道に関する広報活動を展開しており、活動の一環として地方公共団体がカード型下水道広報パンフレット「マンホールカード」の発行を希望する場合は、その製作発行を支援しています。 ➢これまでの「取組」と「現状」 平成28（2016）年度に谷津干潟をデザインしたマンホールカードを作成し、本市の下水道事業への関心を高めるとともに本市のPRを行ってきました。 また、マンホールカードは、これまで約6,820枚（令和4（2022）年度末現在）配布しています。現在もマンホールカード配布による情報発信を実施しています。 ➢「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 新たなマンホールカードを作成、登録するにあたり、配布場所等の条件設定について検討する必要があります。												
	目的達成および 課題解決のため の取組	新たなマンホールカードのデザイン選定方法や登録条件等について、関係部署と協議、調整を図ります。												
令和7年度の進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末	
	マンホールカード配布	目 標 値		実施	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
		実 績 値		実施	▶									
	令和7年度 の取組	今年度も、広報あじさい等を通じて鷺沼放流幹線建設工事や下水道の豆知識等について継続的な情報発信を行いました。マンホールカードについては、企業局窓口にて第一弾、谷津干潟自然観察センターにて第二弾を引き続き配布し、本市の下水道事業について興味を持っていただくよう努めました。 また、第56回ガスフェスタ下水道PRコーナーでは、「ボールをころがせ！ 下水道コロコロ大冒険」を展示し、子どもから大人まで、下水道のしくみを広く周知し、第55回開催に引き続き、全コーナー中最も多くのお客様に会場していただきました。 更に、なるほど習志野令和8年3月号にて、「地下から暮らしを守る 習志野市の下水道」を公開し、下水道のしくみや家庭排水における注意点を解説しました。												
	課 題	本市の下水道に関心を持たれた方が、関心を持ち続けてもらえるための情報発信手法、取り組みについて、関係部署と連携し検討していく必要があります。												
今 後 の 組	広報あじさいやイベントなどを活用した下水道事業に関する広報を引き続き行い、積極的な情報発信に努めてまいります。													

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)㊦	経営戦略 ページ数	P53	所管課	企業総務課	類 型	評 価
施 策 名		様々な媒体を活用した広報活動の実施					Ⅱ	A
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➤施策の目的 広報紙およびインターネット等を活用して広報活動を行うことにより、お客さまの適切な下水道の使用を推進するとともに、企業局に対するお客さま満足度の向上を目的としています。 ➤10年後の目指す姿 企業局の下水道事業について必要な情報を、分かりやすく、素早く、効果的に取得できるようになり、お客さまに信頼される下水道事業者としての地位を確立します。						
	現状と課題	➤国や社会の動向 広報紙の配布は新聞折込を中心としてきましたが、新聞購読者が年々減少しています。また、ICTの発展により情報伝達手段が多様化しています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 企業局広報紙「広報あじさい」の年4回の発行やホームページによる情報発信を定期的に行っています。また、災害や事故等発生時の情報発信方法として緊急情報サービス「ならしの」、X(旧Twitter)を活用しています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 ICTの発展により新たな情報伝達手段を活用した広報活動を実施する必要があります。						
	目的達成および課題解決のための取組	広報紙の発行やホームページによる情報発信を継続的に取り組みます。また、SNSや動画を活用した広報活動を実施します。ICTの発達により新たな情報伝達手段が生まれる可能性もあることから、常に最新の情報を収集して新たな広報手法について調査・研究します。						
令和7年度の進捗状況	令和7年度の取組	令和7年度には、これまで管理課から発信していた市公式Xと市公式LINEについて、情報の即時性を高めるため各課発信できるようアカウント等の周知を行いました。また、「広報あじさい」ポスティングサービスの周知のため、令和6年度から不定期で検針票の通信欄にお知らせを掲載しています。						
	課 題	ICTの発展により新たな情報伝達手段を活用した広報活動を実施する必要があります。SNS等による発信では情報の正確性を担保するために即時性が失われてしまうことがあるので、正確性と即時性のバランスについて注意していきます。						
	今後の取組	SNSや動画を活用した情報発信を強化していくと共に、ICTの発達により新たな情報伝達手段が生まれる可能性もあることから、常に最新の情報を収集して新たな広報手法について調査・研究します。						

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(2)⑩	経営戦略 ページ数		P54	所管課		公営企画課					類 型	評 価
施 策 名		脱炭素への取組										Ⅱ	B	
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➤施策の目的 習志野市温暖化対策実行計画に基づき、CO2排出量の削減を図ることを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 使用する電気について、PPA等による再生可能エネルギーを活用することでCO2排出ゼロの電気を使用しています。												
	現状と課題	➤国や社会の動向 平成27(2015)年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議、いわゆるCOP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。 これを受け、政府は平成27(2015)年7月に令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を、平成25(2013)年度比で26.0%減(平成17(2005)年度比で25.4%減)とする国の新たな地球温暖化対策計画を策定しました。令和3(2021)年10月、国は令和12(2030)年度における温室効果ガスを平成25年度比で全体として46%削減することを表明し、同月閣議決定された地球温暖化対策計画では、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すことが明記されました。 また、千葉県では、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を計画期間とする第4次計画「千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編～千葉県庁エコオフィスプラン～」を策定し、平成25(2013)年度比で、令和12(2030)年度に県の事務・事業に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量を40%削減し、温室効果ガス排出量を34%削減することを目指しています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 本市では、平成11(1999)年度に第1次実行計画「習志野市エコオフィスプラン」(平成11(1999)年度から平成15(2003)年度)をスタートし、その後、第2次実行計画「習志野市地球温暖化防止率先行動計画(平成16(2004)年度から平成20(2008)年度)」、第3次実行計画「習志野市地球温暖化防止実行計画(平成21(2009)年度から平成30(2018)年度)」を通して、温室効果ガスの削減に努めてきました。さらに、令和4(2022)年度には、これまでの実行計画の取組をもとに、市自らの事務事業に係る地球温暖化対策を推進するため、令和元(2019)年度から令和12(2030)年度を計画期間とする第4次実行計画「習志野市地球温暖化対策実行計画」を策定し、推進しています。 企業局においては、当該実行計画に基づき節電や使用する紙の節約に努めるとともに、令和4(2022)年度から、新たに、カーボンニュートラル都市ガスの導入を開始しました。 なお、企業局全体(3事業合算)におけるエネルギーの使用を起源とするCO2排出量は、令和4年度実績で6,224t-CO2であり、主に電力使用による排出の割合が多い状況となっています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 企業局におけるCO2排出量の大多数を占める電力使用に関する削減策として、事業活動で使用する電気を再生可能エネルギーとする等のPPA事業について、実現可能性の検討が必要です。												
	目的達成および 課題解決のため の取組	PPA事業の可能性および実施スキームについて検討します。												
令和7年度の 進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末	
	PPA導入検討	目 標 値		導入検討	検討結果 整理	-	-	-	-	-	-	-	-	
		実 績 値		導入検討	検討継続									
	令和7年度 の取組	東京ガス株式会社と締結した「カーボンニュートラルの取組に向けた包括連携協定」及び「太陽光PPA事業の共同検証に関する基本合意書」に基づき、PPAによる太陽光発電設備の導入可能性について、調査を実施しました。 ※令和6年9月2日より、「カーボンニュートラル都市ガス」から「カーボンオフセット都市ガス」に名称が変更となりました。 なお、令和6年9月1日以前の内容においては、旧名称「カーボンニュートラル都市ガス」を使用しています。												
	課 題	津田沼浄化センターへPPAを導入することで約20%の電力をCO2フリー化することができ一方で、不随費用の発生や電力料金が引きあがるため、費用対効果や導入障壁を詳細に検討する必要があります。また、PPA導入では全電力を再生可能エネルギーで賄うことはできないため、CO2排出量をゼロにすることができないことが課題です。												
今 後 の組	費用対効果やスキームの精査を通じて引き続きPPA導入検討を行うとともに、先進事例や市場・業界の動向を注視していきます。 あわせて、非PPA電源である残りの約80%の電力についても有効な対策の検討を開始します。													

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(3)①	経営戦略 ページ数	P57	所管課	下水道課	類 型	評 価							
								指標Ⅰ	指標Ⅱ						
施 策 名		施設の地震対策					Ⅱ	B	B						
施策内容	施策の目的 および10年後 の目指す姿	➤施策の目的 地震災害時にも被害を最小限に抑え、下水道が最低限有すべき機能を確保することを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 重要な幹線等の耐震化は概成しており、地震災害により市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことのない安心・安全な市民生活を確保しています。													
	現状と課題	➤国や社会の動向 施設の耐震化による「防災」と、被害最小化を図る「減災」とを組み合わせた総合的な地震対策を推進するため、下水道総合地震対策事業や下水道BCPの策定を推進しています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 平成27(2015)年度に策定した『習志野市下水道総合地震対策計画』に基づき重要な幹線等の耐震性能診断を行い、令和元(2019)年度から印旛処理区内の実花汚水幹線ならびに大久保汚水幹線の耐震対策を進めてきました。 令和4(2022)年度末現在の重要な幹線等の耐震化率は約93%となっています。 ➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 現計画に位置付けている東習志野汚水幹線については、流量が非常に多いことから水量調査等を行いながら、耐震対策の検討を進めていく必要があります。 また、その他の幹線の耐震対策を進めるため、次期「習志野市下水道総合地震対策計画」を策定し、取り組む必要があります。													
	目的達成および 課題解決のため の取組	東習志野汚水幹線について、現場実態を踏まえた耐震対策手法を早期に確立し対策完了を目指します。 また、その他の幹線の耐震対策については、次期「習志野市下水道総合地震対策計画」に位置付け、対策を進めます。													
令和7年度の 進捗状況	指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末		
	①	東習志野汚水幹線の耐震化	目 標 値	実施	▶	▶	-	-	-	-	-	-	-		
			実 績 値	実施	▶										
	②	その他の幹線の耐震化	目 標 値	-	検討	▶	実施	▶	▶	▶	▶	▶	▶		
			実 績 値	-	検討										
	令和7年度 取組	①東習志野汚水幹線の耐震化 SPR工法により東習志野汚水幹線の耐震補強工事を実施しました。【令和7年度整備延長:約205m】 ※東習志野汚水幹線については、複数の区間があり、その一部が完了しました。 SPR工法:塩化ビニル製の材料を用いて、既設下水道管の内側に新たな下水道管を製作する更生工法の1つです。帯状の材料をつなぎ合わせて既設下水道管の内側に管を製作し、隙間をコンクリート等で充填することで、構造的に既設と一体化させる工法です。 ②その他の幹線の耐震化 地震対策計画については、能登半島地震を踏まえ、令和7年1月に上下水道一体で耐震化を推進する「習志野市上下水道耐震化計画」を策定したため、「習志野市下水道総合地震対策計画」は令和6年度をもって計画期間の満了としました。上下水道耐震化計画において、下水道管路の耐震化路線については、引き続き①を最優先とするとともに、その他の幹線の耐震化については、ストックマネジメント計画に基づく調査結果と併せて効率的な対象路線の耐震化優先順位や実施方法等を検討しました。													
		課 題	①② 上下水道で一体化した対策を効率的に実施していくために、企業局内の調整の他、関連団体として千葉県企業局、船橋市とも情報共有、連携した取組が必要となります。 既存下水道管においては、構造面や機能面から、対策工の実施が困難となる施設もあり、バイパス管の建設等の対策が必要となるものもあります。 今後は老朽化の進行により改築が必要となる下水道施設が増加する中で、改築対策に併行して耐震化を進める必要があるため、効率的かつ効果的に事業の実施へ向けた計画の検討が必要です。												
			今 後 の 組	①② 計画的な耐震補強対策を進めるにあたり、管路の調査済路線及びその緊急度、耐震化必要路線を一元的に視覚的に確認及びデータ管理できる下水道台帳の充実(地理情報システムを基盤としたデータシステムの構築)を検討します。また、最優先路線である東習志野汚水幹線の耐震化を進めるため、管きょ内の調査を進めてまいります。 その他、重要な幹線等の耐震補強対策として、汚水幹線施設の耐震化を推進するとともに、合流幹線、雨水幹線の対策についても検討します。											

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号		(3)②	経営戦略 ページ数	P59	所管課	下水道課	類 型	評 価						
								指標1	指標2	指標3	指標4			
施 策 名		施設の老朽化対策					Ⅱ	A	-	A	B			
施策内容	施 策 の 目 的 および10年後の 目 指 す 姿	➤ 施策の目的 老朽化施設の改築需要に適切に対応し、事故発生や機能停止を未然に防止するとともに、ライフサイクルコストの削減を図ることを目的としています。 ➤ 10年後の目指す姿 施設の計画的な点検、調査およびその結果に基づく健全度判定等を行い、修繕および更新を適切に実施することにより、継続的に機能が確保され、安定的な下水処理を維持しています。												
	現状と課題	➤ 国や社会の動向 国は、平成28(2016)年度から下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理する「下水道ストックマネジメント計画」の策定、および同計画に基づく点検・調査、改築を支援する「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設しています。 ➤ これまでの「取組」と「現状」 平成30(2018)年度に『習志野市公共下水道ストックマネジメント計画』を策定し、処理場、ポンプ場については施設の改築を、管路施設においては腐食環境下にある施設点検および、それ以外の施設の健全性等の実態を把握するための調査・点検を実施しました。 令和4(2022)年度からは、過年度の調査・点検結果を踏まえたストックマネジメント計画の見直しを行っているところです。 ➤ 「10年後の目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 管路施設の老朽化率は経年変化に伴い上昇していくため計画的な更新が必要となります。 また、処理場とポンプ場は機能停止できない重要施設ですが、目標耐用年数を超える設備が多くあるため、管路施設と同様に計画的な更新が必要です。 このため、継続的に施設の調査、点検を実施し、施設の健全性等の把握に努めながら、計画的な修繕および更新等を進めていきます。 処理場とポンプ場においては、将来需要予測を踏まえ、施設の機能集約や統廃合、高機能化、省エネ化等の検討を行い、設備投資の合理化を図ることが必要不可欠です。												
	目的達成および 課題解決のための 取 組	習志野市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、処理場とポンプ場や管路施設の計画的かつ効率的な維持管理および更新を実施します。 また、処理場とポンプ場の更新にあたっては施設の機能集約や統廃合、高機能化、省エネ化等の検討を積極的に行い、整備・改築・維持管理・運転の最適化を図ります。												
		指標名		基準値 令和 4年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	令和 12年度末	令和 13年度末	令和 14年度末	令和 15年度末
①	処理場施設改築更新	目 標 値		実施	▶	-	-	-	実施	▶	▶	▶	▶	
		実 績 値		一部実施	実施									
②	ポンプ場施設改築更新	目 標 値		-	-	実施	▶	-	-	-	-	-	-	
		実 績 値		-	-									
③	管路施設改築更新	目 標 値		調査	計画	設計	実施	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
		実 績 値		一部調査	計画									
④	管路施設点検調査	目 標 値		実施	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
		実 績 値		一部実施	一部実施									
令和7年度の 進捗状況	令和7年度の 取 組	①処理場施設改築更新 処理場施設の改築更新については、津田沼浄化センターのⅠーⅠ系水処理施設(電気・機械等)の改築工事を実施しました。 ③管路施設改築更新 管路施設の点検・調査結果に基づき緊急度判定に応じた下水道管路の整理を行い、緊急度の高い大久保汚水幹線改築工事に向けた準備を行いました。 ④管路施設点検調査 管路施設については、TVカメラ調査等を29.58km実施しました。ただし、潮位の影響等により対象管路の一部が調査未実施です。												
		①②③④今後も老朽化が進む膨大な下水道施設を維持管理していくためには、より効率的で計画的手法の検討、改築工事等の補助金の財源確保が必要となります。 ①今後国費を活用し施設の改築工事を実施する際は、その施設等の耐震化を含めた検討のため、改築工事の設計とともに耐震補強設計等が必要です。また、24時間365日稼働している処理機能を維持しながら、限られた時間及びスペースでの施設更新のため緻密な更新計画が必要です。 ③時間経過とともに改築ボリュームは増大することが予想されます。また、それぞれの管路改築更新の工法及び技術の検討が必要です。 ④管内の状態により未調査となった箇所の対策を検討します。また、膨大な延長に対する効率的な点検調査技術が必要です。												
今 後 の 組 取		①②③④処理場施設等と管路施設とも効率的な維持管理を実施するため、包括的民間委託やウォーターPPPの導入を検討します。 ①耐震診断未実施箇所等は診断を行い、耐震補強を検討します。 ③早期に急所となる下水道管路の調査を実施し、その状態を確認した上で優先順位を定め、効率的で効果的な改築計画を定めます。併せて、道路陥没を防ぐ安全面から幹線は完全な予防保全型への移行を目指し、健全度判定に基づき致命的な破損に至る前に計画的に補修・改築を実施します。 ④未調査となった箇所については、その状態に応じてドローン等により実施します。また、他都市及び民間等の連携による執行体制を検討します。												

第2次習志野市下水道事業経営戦略 個別評価表（令和7年4月～令和8年3月）

施策番号	(3)③	経営戦略 ページ数	P62	所管課	企業総務課 工務管理課	類 型	評 価
施 策 名	災害時対応の強化・関係機関との相互協力					Ⅱ	B
施策内容	施策の目的 および10年後の 目指す姿	➤施策の目的 災害時における職員一人ひとりの迅速な対応力・判断力の向上により組織全体としての災害対応力の向上を図ることを目的としています。 ➤10年後の目指す姿 災害時の危機管理体制の充実に努め、万が一の緊急事態が生じて、お客さまの安全が確保され、下水道事業運営への支障を最小限にとどめることができる状態となっています。					
	現状と課題	➤国や社会の動向 国土交通省では、重要な施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進しています。（下水道総合地震対策事業、応急復旧資機材整備等（効果促進事業）） また、被災時においても下水道が果たすべき公衆衛生の確保、浸水防除、公共用水域の水質保全等の機能を迅速かつ高レベルで確保するため、平成21（2009）年11月に「下水道BCP策定マニュアル」を策定して以降、新たに発生した災害で浮かび上がった課題等を踏まえ随時改訂し、下水道BCPの策定および見直しを推進しており、今般では、「下水道BCP策定マニュアル2022年版（自然災害編）」を取りまとめています。 ➤これまでの「取組」と「現状」 本市ではこれまで、地震災害時を想定した職員出勤・情報収集・情報伝達訓練に取り組んできました。また、令和4（2022）年度に「習志野市企業局災害対策要綱」を改定し、現行の組織体制に即した内容へ見直したところです。 ➤「10年後の目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」 大規模災害時は、本市単独での復旧対応力に限界があることが想定されることから、他事業者や協力会社との連携強化および災害時応援事業者の受入体制の整備が必要です。また、近年の激甚化する自然災害（浸水・停電）を想定した訓練にも取り組む必要があります。					
	目的達成および 課題解決のための 取組	(1) 危機管理対策マニュアルについて、受入計画の整備および定期的な点検や見直しの定着化を図ります。 (2) 他事業者との情報共有（連絡担当者会議等）や災害訓練（情報伝達訓練など）に参加し協力・連携の強化を図ります。 (3) 習志野市企業局災害対策要綱に基づいた役割（非常体制）での訓練を実施し、部・課を超えた連携協力を図ります。					
令和7年度の 進捗状況	令和7年度の 取組	【危機管理マニュアルの定期的な点検・見直しについて】 実情に即した「習志野市企業局災害対策要綱」とするため、前年度に各所属へ点検を依頼し、点検結果に基づき令和7年4月1日付けて改定を行いました。 また、本要綱は年度内に1回程度の点検を実施することとしているため、次年度の改定に向け各所属へ点検を依頼しました。 【災害訓練について】 令和7年11月に企業職員を対象として、地震発生から24時間経過後までの初動対応で自身のとるべき行動や役割を認識することを目的とした防災訓練を実施しました。 また、「災害時における復旧応援に関する覚書」に基づき、令和7年2月に覚書締結事業者との連携強化を図るための災害出動訓練を実施しました。					
	課 題	【危機管理マニュアルの定期的な点検・見直しについて】 「習志野市企業局災害対策要綱」の見直しにあたっては、ガス事業・水道事業・下水道事業間で整合性・統一性を図る必要があります。また、「習志野市企業局災害対策要綱」以外の危機管理マニュアルについての策定を行い、各マニュアルの点検・見直しの定着化を図る必要があります。 【災害訓練について】 災害訓練を実施した際の課題等を踏まえ、より実践的で充実した訓練となるよう、実施手法等の検討が必要です。					
	今 後 の 組	【危機管理マニュアルの定期的な点検・見直しについて】 令和7年度に行った点検・見直しの手法を踏襲または向上させ、常に現状に即した「習志野市企業局災害対策要綱」となるよう点検・見直しを実施します。また、「習志野市企業局災害対策要綱」以外の危機管理マニュアルについては、早期の策定に向け関係各課と協議を行っていきます。 【災害訓練について】 実践的で充実した災害訓練を実施し、職員の防災意識の高揚や協力会社との連携強化を図っていきます。					